№

　　　　除　外　相　談　票

農業委員会合議　有･無

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 課長補佐 | 主　幹 | 主　査 | 回　議 | 回　議（後閲） | 起案者 | 受付者：　　　 |
| 受付日: 　 /　　 /　起案日: 　 /　　 / |
| 回答日:　 　/　 　/ |
| **相談者****（来所者）** | 住 所(所 在) | 連絡先：　　　　　（　　）　　FAX又はE-mail： |
| 氏名･法人名(担当者名) |  |
| **希望する回答方法** | □E-mail　□FAX　□電話　□その他（　　　　　　　　　　　　）回答先：□相談者連絡先へ　　　　□その他回答先（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **土地の所在** | **白岡市** |
| **面積****実測（公簿）** | 　　　　　　　　㎡（ 　　　 　　㎡） | 地　目 | 宅地・田・畑・山林・雑種地その他（　　　　　　　） |
| **相談内容** | ※土地の用途や計画、相談したい内容をご記入ください。 |
| **他課への相談** | ※他課への相談がお済みでない場合も、除外相談は可能です。□建築課　□道路課　□上下水道課　□農業委員会□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| **添付書類** | 必須書類：公図の写し・土地全部事項証明書の写し・位置図（住宅地図や地図アプリを印刷したもの等）追加書類：土地利用計画図・土地選定理由書※必須書類のみでも相談・回答はできますが、追加書類をお持ちいただければ、より正確な回答が可能です。 |

**※太枠内をご記入いただき、必要書類を添付のうえご提出ください。**

**※相談票は随時受け付けておりますが、ご相談をいただいてから回答までに約２**

**週間程度かかりますので、除外申出期間前に余裕をもってご相談ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 合議開始日　 年　 月 　日 | **農業委員会合議事項** | **担当** |
|  |  |  |  |
| 合議終了日年　 月 　日 |
| **【農業委員会意見】** |  |
| **除外見込み等について** |
| **農地区分** | **農地法立地見込み** |
|  |  |
| **相　談　経　過****（県農地担当・市開発指導担当とのやり取り等）** |
| **年月日** |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

**市使用欄**

農用地区域からの除外申出について

　白岡市では、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律５８号）」に基づき、白岡市農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として定めています。

　農用地区域内の農用地等を、やむを得ず住宅など農用地等以外の目的に利用する場合は、「農用地区域からの除外」の手続きが必要となります。

　市では、この手続きに関する申出の受付につきまして、毎年６月と１２月の年２回実施しております。

　農用地区域からの除外には、下記の「除外の要件」を全て満たしたうえで、他の法律に基づく許可等の見通しがあり、十分な事業計画があることが必要となります。

　農用地区域からの除外手続きは、同時に申出のあった複数の申出を一体の事業計画として審査の対象といたしますので、事前の確認が不十分な状態での申出、除外、農地転用の見込みのない申出、計画の補正が困難な申出は、**手続期間の長期化や停滞**を招き、他の申出人にご迷惑がかかることとなります。

　そのため、申出の前に「除外相談票」をご提出いただき、除外及び農地転用の可能性について、十分にご確認ください。

また、除外の申出を受理しても、条件が整わない場合、農用地区域からの除外ができない場合がありますのでご了承ください。

**１　除外の要件**

(1)　農用地等以外の用途に供する必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないと認められる。

(2)　農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

(3)　農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的利用に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

(4)　農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

(5)　農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

(6)　土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から８年が経過している。

**２　申出期間**

(1)　受付期間 令和７年６月２日（月）から

　 令和７年６月１３日（金）まで（土日、祝日除く）

(2)　受付時間　　午前８時３０分から正午、午後１時から午後５時１５分まで

(3)　受付場所　　白岡市役所　農政課　農政担当（庁舎２階）

**３　提出部数**　　２部（正本１部、副本１部）副本は全てコピーで可

**４　提出書類**

サイズはＡ４でお願いします。証明書等でＡ４以外のものにつきましては、お手数ですが、Ａ４サイズに折ってご提出ください。

【共　通】 **各種証明書は、交付後３か月以内のものを添付してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類 | 備　　考 |
| 1. 変更後の使用目的に係

る資料 | ・農政課で配布します・「当該土地を選定した理由及び選定の経緯」欄は、別紙添付可 |
| 1. 法第13条第2項各号の

要件を満たすと判断できる理由書　☆ | 法第13条第2項各号に定められた除外に必要な要件を、全て満たしていることを説明する理由書です。 |
| 1. 委任状
 | 代理人に手続きを依頼した場合 |
| 1. 法人登記簿謄本又は会

社定款 | ・除外申出者が法人の場合のみ |
| 1. 土地登記簿謄本
 | ・事業計画地全筆の全部事項証明書（法務局で交付を受けてください。）・事業計画地について分筆及び合筆をしている場合は、分合筆に関わる全筆の全部事項証明書及び閉鎖謄本 |
| 1. 公図（法務局発行の地図

証明書） | ・縮尺1/500又は1/600以上で事業計画地周辺も確認できるものを使用し、事業計画地を赤色で表示（法務局でコピーしたものを使用）・事業計画地の隣接地については、公簿上の地目を記入 |
| 1. 位置図
 | 「白岡市都市計画図（縮尺1/20,000）」を使用し、事業計画地を赤色で表示（白岡市役所建築課で購入できます。） |
| 1. 案内図（付近の見取り

図） | 「住宅地図」等を使用し、事業計画地を中心に周辺の現況が確認できるもの。事業計画地は、赤色で表示 |
| 1. 土地利用計画図
 | ・縮尺1/1000以上で作成・建物を建築する場合は、建物の配置を記入・排水を伴う場合は、排水系統を記入・多量の給水を要する場合は、給水計画を記入・施設の配置や敷地内の通路等を記入 |
| 1. 同意書（土地所有者・仮

登記・抵当権者等）　☆ | ・事業計画者と土地権利者が異なる場合に土地権利者の同意書を添付・事業計画地に仮登記、抵当権等が設定されている場合、当該権利者の同意書を添付 |

【追加】・・・・農業用施設・農家住宅の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類 | 備　　考 |
| 1. 農家証明書
 | 農業委員会で交付を受けたもの |
| 1. 土地評価証明書類
 | 事業計画者又は事業計画地の土地所有者が所有する土地全筆の土地評価証明書又は名寄せ台帳（証明書）を添付（白岡市役所税務課で交付を受けてください。） |

【追加】・・・・自己用住宅の場合（事業計画者に持ち家がないこと）

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類 | 備　　考 |
| 1. 固定資産に係る資料
 | ・事業計画者が借地、寮、社宅等に居住している場合、賃貸借契約書の写し又はそれに準ずる書類等を添付・事業計画者が親族と同居している場合、同居する家屋の家屋謄本及び同居地の全部事項証明書を添付 |
| 1. 土地評価証明書類
 | 事業計画者が所有する土地全筆の土地評価証明書又は名寄せ台帳（証明書）を添付（白岡市役所税務課で交付を受けてください。） |
| 1. 無資産証明書
 | 事業計画者の居住地における証明書を添付（現在の居住地の役所で交付を受けてください。なお、白岡市の場合は税務課で交付しています。）※所有資産のある場合は土地評価証明書又は名寄せ台帳を添　付 |

【追加】・・・・店舗等の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類 | 備　　考 |
| 1. 事業計画書　☆
 | 業種、事業目的、従業員数、受益戸数など、計画概要を記入 |
| 1. 資格証明書
 | 資格等を要する業種については、資格書、免許証、営業許可証書の写しを添付 |

【追加】・・・・駐車場又は資材置き場の場合（白岡市内に事業所があり、適正に業務を行っているものに限る。）

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類 | 備　　考 |
| 1. 駐車場・資材置場の設置に係る資料　☆
 | 現在の使用状況、所有車両等を記入し添付 |
| 1. 営業証明書
 | 個人営業の場合、営業届出済証明書を添付（白岡市役所税務課で証明書の交付を受けてください。） |

【追加】・・・・既存施設の拡張の場合

|  |  |
| --- | --- |
| 書　　類 | 備　　考 |
| 1. 既存施設の配置図
 | ・既存の建物等施設の配置状況等を記入・添付する資料は、縮尺1/1000以上で作成 |
| 1. 既存施設の土地・家屋謄本
 | 既存施設の全部事項証明書と家屋謄本、又はこれらに準ずる証明書等（全部事項証明書、家屋謄本は法務局で交付を受けてください。） |
| 1. 現況写真
 | 既存施設の現況写真を２方向以上から撮り、Ａ４版のコピー用紙等に張り付け、撮影年月日を記入 |

【追加】・・・・その他

事前相談の結果や事業計画上必要となる許認可等に応じて、追加資料の添付をお願いする場合があります。

**※注意事項**

・上記提出書類は、除外相談後に行う除外申出のものです。相談時の提出書類について

は、除外相談票の「添付書類」欄をご覧ください。

・「☆」印の書類については、任意の様式で構いませんが、参考となるものを農政課で配布しています。

・調査等により、市や県の担当職員が事業計画地や既存施設等に立ち入ったり、写真を撮影する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**５　手続きの流れ（案件の処理状況や必要な手続きにより、大幅にずれる場合があります）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ６月受付 | １２月受付 | 手続き内容 |
| ６月７月上旬 | １２月１月上旬 | 除外申出受付４者協議（農政課、農業委員会、建築課、春日部農林振興センター） |
| **※１　計画の補正期間（おおむね１か月間。状況により期間は異なります。）** |
| ８月下旬まで９月下旬まで１０月下旬まで１１月中旬まで１１月下旬１２月上旬１２月中旬 | ２月下旬まで３月下旬まで４月下旬まで５月中旬まで５月下旬６月上旬６月中旬 | 関係機関意見照会（見沼代用水土地改良区、農業振興審議会、埋蔵文化財所管課、農業委員会）事前協議（春日部農振振興センター・３０日）農振法第１１条公告・縦覧（３０日）農振法第１１条異議申し立て期間（１５日）事業計画地の分筆依頼本協議（春日部農林振興センター・１０日）県からの白岡市農業振興地域整備計画の変更に対する同意農振法第１２条白岡市農業振興地域整備計画の変更に関する公告申出人へ除外手続き完了通知 |

※１　手続き期間短縮のため、計画の補正期間に期限を定めさせていただきます。

　　　期限内に補正が完了せず、手続きに支障を来すと判断した場合は、やむをえず以降のス

ケジュールから事業計画を外す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】　白岡市役所　農政課農政担当　TEL：0480-92-1111（内線244）